

## 結核（BCG）定期予防接種の問診と接種後の留意点

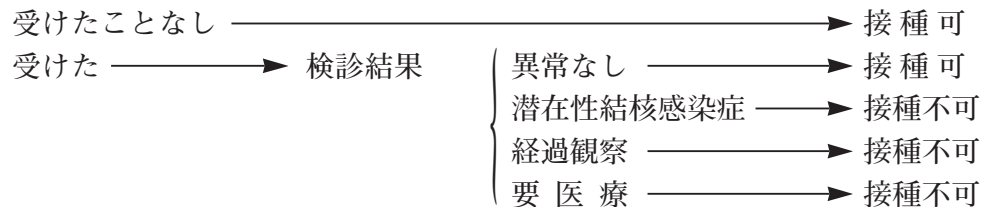
結核の定期予防接種における問診等の対応について、予防接種法及び予防接種実施要領等に規定するもののほか、本留意点により実施するものとする。

### I BCG 予防接種における問診の留意点（別紙フロー 1）

#### 1 予診票の記載内容の確認

通常の予診票の確認を行った後、結核の既往と家族歴について確認すること。

- ・生まれてから今までに家族など身の回りに結核に罹った人がいるかについては、被接種者の接触者健診の受診歴により確認する。



接触者健診を受診しても、結果がわからない場合は、保護者の同意を得て、市町村から保健所に確認すること。

#### 2 コッホ現象等の説明

コッホ現象の説明と接種後の通常の変化及び副反応について説明すること。

##### 1) コッホ現象

結核既感染者にあって、接種後 2 - 10 日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等ができ、通常 2 週間から 4 週間後に消炎、癒痕化し、治癒する一連の反応が起こることがある。

これをコッホ現象という。

##### 2) 通常の変化

10 日目以降から針痕に一致した個所にぼつぼつと赤い点が出現し、その発赤が徐々に大きくなり、しこり（硬結）や隆起（丘疹）が出て、接種後 1 - 2 ヶ月後にもっとも強くなり、場合によっては針痕部位が化膿することもあるが、徐々に弱まり、3 - 4 ヶ月後には癒痕を残して治癒する。これは正常な反応であり連絡の必要はない。

##### 3) 副反応

###### ① 接種局所の治りにくい膿瘍・潰瘍

接種後 3 ヶ月を過ぎても接種局所の膿瘍・潰瘍が治らない、いったん乾いた局所が再び化膿する変化。抗生剤治療で対応できる。

###### ② 腋窩リンパ節の腫大

接種後 1 - 3 ヶ月ごろに接種した側の腋窩リンパ節が腫脹すること。

リンパ節の化膿により膿が出る場合がありますが局所を清潔にすれば、特別な治療の必要はない。

###### ③ 皮膚結核様変化

接種後 2 週間から 3 ヶ月ごろに皮膚結核に似た病変ができるもので、全身性・局在性・水疱を伴うもの伴わないもの等様々な形があるが、予後は良好である。

###### ④ 骨炎

全身の様々な骨や関節に結核に似た病変（骨髓炎・骨膜炎の場合もある）ができるもので、接種後 1 年以上たってから発生することもあるが、抗結核薬による治療が可能である。

###### ⑤ 全身性 BCG 炎

免疫不全がある児に BCG 予防接種をした場合に、粟粒結核のような病変を起こす

ことで、ときに致命的な経過をとることがある。

なお、コッホ現象及び副反応が出現した場合には、接種医療機関またはかかりつけ医に連絡し受診するよう説明すること。

また、副反応の④、⑤は稀であること、副反応による健康被害はその程度により、予防接種健康被害救済制度により救済されることを併せて説明すること。

## Ⅱ かかりつけ医・接種医療機関における接種後の留意点（コッホ現象等の対応）（別紙フロー 2） 受診及び検査に要する費用は、受診者の保険を適用するので、その旨説明をすること。

### 1 コッホ現象を診断した場合の対応

1) 発赤や腫れが何時から出てきたかを確認し、局所を観察する。

コッホ現象の場合は以下の様な接種局所の変化が見られる。

接種後、2－10日以内の接種局所の発赤・腫脹、針痕部位の化膿

2) 保護者に対し、当該児の周りの結核患者の有無及び患者との接触等、当該児が結核に感染している可能性について確認すること。

3) 接種局所の観察及び問診内容から診断が可能であれば、コッホ現象を診断し、保護者の同意を得てコッホ現象事例報告書を市町村に提出すること。

その際に、場合によっては化膿する場合があります、その化膿は、接種後2週間から1ヵ月以内には治るが、化膿が強く、入浴後などに膿が出るようならば清潔なガーゼを当てること。また、4週間以上も治らないなど経過が長引く場合は、処置が必要となるので、再度、連絡し受診するよう説明すること。

さらに、結核感染及び発病確認のためツベルクリン反応検査及び胸部エックス線検査を実施すること。

なお、接種医療機関及びかかりつけ医で検査ができない場合には、市町村と相談のうえ結核定期予防接種後検査可能医療機関を紹介し、受診させること。

4) 接種医療機関等は、接種局所の観察、問診、ツベルクリン反応検査及び胸部エックス線検査等の結果から診断し、保護者の同意を得てコッホ現象事例報告書を市町村に提出すること。

5) 接種医療機関等は、当該児に対し、結核治療または発病予防のために必要な治療を実施すること。

なお、接種医療機関が治療をしない場合には、治療可能な医療機関を紹介し、受診させること。

## Ⅲ 市町村

1) 保護者から、コッホ現象の問い合わせがあった場合には、速やかに、かかりつけ医・接種医療機関へ受診するよう説明し、必要に応じて、かかりつけ医・接種医療機関等へその旨連絡すること。

2) 接種医療機関等からのコッホ現象事例報告を受理した場合には、保護者の同意の有無を確認し、保健所（都道府県）に報告すること。

3) 当該児の周囲における結核感染について、保健所と協議を行うこと。